

知立市災害支援制度（風水害・震災時）

（※火災の場合は「火災時の被災者支援事業の一覧」をご確認ください。）

災害により、被害にあわれた場合には次のような支援制度があります。

被害の程度などにより、ご利用いただけない場合もありますので、詳しい条件等は各担当部署までお問合せください。

開庁時間：月曜日～金曜日 8時30分から17時15分（土曜日・日曜日、祝日及び年末年始は除く）

●市役所 1階が窓口の支援制度

担当部署	支援制度項目	支援内容	担当係名・直通電話 (市外局番0566)
税務課 (4番窓口)	り災証明書の発行	支援制度申請、保険金請求などに必要となる証明書の発行	資産税係 直通：95-0148
	災害による固定資産税の減免	固定資産税を被害の程度に応じ減免する	
	災害に伴う、市税の徴収猶予及びそれに伴う延滞金の減免	1年以内の期間に限り徴収を猶予する 徴収猶予期間中の延滞金の全額減免	徴収係 直通：95-0117
	個人住民税の減免	災害にて死亡、障害者となった場合や住宅（要件あり）又は家財について3割以上の損害金額が発生した場合に、個人住民税の減免（一部所得制限と限度額あり）を行う	市民税係 直通：95-0116
福祉課 (5番窓口)	災害見舞金の支給 (市) ※ただし、災害救助法による救助または国の災害弔慰金を受けた場合を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯に属する者の死亡：10万円 ・入院加療期間が1週間以上の負傷：1万5000円～3万円 ・住居・家財の損害：1万円～6万円 	保護援護係 直通：95-0149
	被災者生活再建支援金 (市) ※ただし、被災者生活再建支援法の適用を受けた場合を除く	住宅等の被害程度により異なる： 基礎支援金（37万5千円～100万円）、加算支援金（37万5千円～200万円）	
	毛布等災害救援物資の支給（日赤）	<p>【市災害見舞金の支給に該当した場合のみ対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛布（10月から5月）又はタオルケット（6月から9月）：1人1枚（全焼火災の場合は1人2枚） ※ただし、死亡者が出た場合は世帯構成人員から死亡者分を除いて支給。 ・緊急セット：1世帯1個 ・災害弔慰金：死亡者1人につき1万円 	障がい福祉係 直通：95-0118
市民課 (1番窓口)	住民票の写し等の発行	住民票の写し等の手数料の減免 ※ただし、使用目的が公費の救助を受けるため等に限る。	戸籍住民係 直通：95-0152
長寿介護課 (6番窓口)	介護保険利用者負担額減額	住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、サービス利用料を減額する	介護保険係 直通：95-0122
	介護保険料の減免	住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、保険料を減免する	

●市役所 1 階が窓口の支援制度

担当部署	支援制度項目	支援内容	担当係名・直通電話 (市外局番0566)
国保医療課 (2番窓口)	後期高齢者医療制度保険料の減免	住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、保険料を減免する	医療係 直通：95-0151
	後期高齢者医療制度一部負担金の減免	住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、一部負担金を免除する	
	国民健康保険税の減免	生計維持者が死亡、若しくは障害者となったとき、及び住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、保険税を減免する	国保年金係 直通：95-0123
	国民健康保険一部負担金の減免	生計維持者が死亡、若しくは障害者となったとき、及び住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、一部負担金を減免する	
	国民年金保険料の免除	住宅、家財その他の財産につき被害額が、その価格の概ね1/2以上の損害を受けたとき免除する	

●市役所 2 階が窓口の支援制度

担当部署	支援制度項目	支援内容	担当係名・直通電話 (市外局番0566)
子ども課 (13番窓口)	保育料の減免	保育料の全部または一部を減免	保育係 直通：95-0121
	児童クラブの利用料減免	児童クラブの利用料減免	児童家庭係 直通：95-0120
環境課 (7番窓口)	ごみ処理の相談	被害を受けられた住宅のごみ処理(り災物件)についての相談	ごみ減量係 直通：95-0126
	し尿汲み取りの減免	し尿汲み取り手数料の減免	

●市役所 4 階が窓口の支援制度

担当部署	支援制度項目	支援内容	担当係名・直通電話 (市外局番0566)
建築課 (20番窓口)	市営住宅への入居	市営住宅への一時入居、特定入居、家賃減免又は徴収猶予	施設管理係 直通：95-0156
	応急仮設住宅の提供	(災害救助法適用時に限る)住宅が全壊等され居住する住家がない方に応急仮設住宅を提供	
	被災住宅の応急修理	(災害救助法適用時に限る)住宅の応急修理に必要な最低限の補修費を支援	建築係 直通：95-0128
	建築物の復旧に関する相談	(震災時のみ)判定士による建築物の復旧(応急修理、修繕)に関する相談	